

内閣参質一八四第六号

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員福島みづほ君提出TPPに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みづほ君提出TPPに関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、TPP協定交渉に参加するに当たって、交渉参加国間で合意された手続をとつた中で秘密保護に関する書簡を交換したが、当該書簡については、TPP協定交渉参加国との信頼関係もあり、詳細についてお答えすることは差し控えたい。TPP協定交渉に関する情報については、外交上のやり取りでもあるため、公開できないものが含まれるが、公開できるものについては、状況の進展に応じて、しつかりと国民へ提供していく考え方である。

二について

御指摘のような文書があるのかどうかを含め、外交上の個別のやり取りの詳細を明らかにすることは差し控えたい。

三及び四について

これまで政府は、ホームページを通じた情報提供のほか、地方自治体関係者、消費者団体を含めた関係団体等に対する説明会等を通じて、国民各層に対して情報提供ってきており、今後とも、一つについてで述

べたように、国民に対して適切な情報提供に取り組んでいく考え方である。

## 五について

御指摘の公聴会における、フローマン米国通商代表の発言について承知しているが、米国政府要人の議会での発言の逐一についてコメントすることは差し控えたい。なお、我が国のＴＰＰ協定交渉参加のための日米間の協議の結果については、佐々江米国駐箚特命全権大使発マランティス米国通商代表代行宛ての本年四月十二日付けの書簡（以下「日本側書簡」という。）及び日本側書簡の附属文書である「自動車貿易ＴＯＲ」並びに同通商代表代行発同大使宛ての同日付けの返書（以下「米国側返書」という。）に記されているとおりであり、日本側書簡と米国側返書の内容は同一であり、共に公表されている。

## 六について

お尋ねの米国の国内法等について、我が国として判断する立場はない。また、米国政府が同国議会議員に対して行っている説明の内容を、我が国として網羅的に把握し、説明することは困難である。

お尋ねの合意文書の意味が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

## 七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、我が国がこれまでに締結した投資協定及び経済連携協定に含まれている一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決に係る規定については、紛争の解決を仲裁等に付託することができる旨を定めるものであり、御指摘のような憲法上の問題はないと考えている。

